

= 6月定例市議会 = 6/10~6/18

市民会館(仮称)建設に調査費を計上

改選後、初の定例市議会は6月10日から9日間の会期で開会されました。今定例会には50年度の一般会計補正予算案をはじめ、南小学校新築第2期工事の請負契約の締結、人事案件として任期満了に伴う監査委員と助役の選任など、15件の議案を提出しましたが、いずれも原案どおり可決され、6月定例会の日程を終えました。

**【一般会計の補正】
3億9,557万円を追加
= 長木小学校にプール =**



(議案説明する石川市長)

本年度一般会計の歳入歳出にそれぞれ3億9,557万3,000円が追加され一般会計の総額は55億9,118万9,000円になりました。

歳入の追加は、49年度からの繰越金が2億6,500万円(追加の6.7%)が最も多く、ついで、市債の3,800万円、県支出金3,511万円、繰入金2,550万円、国庫支出金2,162万2,000円、市税2,000万円など、あわせて3億9,557万3,000円になります。

歳出では、新たに23路線の舗装を計画した土木費の2億0,029万円(50.6%)を筆頭に、民生費6,247万円、教育費3,410万円、諸支出2,892万円などとなっています。

なかでも、6月補正に計上した市民希望の「市民会館」の建設調査費をはじめ市道23路線の舗装、有浦保育園の改築、南小学校にアライザを購入、長木小学校のプール建設費等が注目されているところです。

歳出の主な追加はつぎのとおりです

〔総務費〕

旧拘置所解体工事費	90万円
市民会館建設調査費	111万円
投票記載台等の購入	130万円

〔民生費〕

身障センターの灯油貯蔵庫建築費	4.8万円
築紫、花岡、城南保育園の改修など	8.9万円
真中保育園のプール建設費の追加	3.0万円
有浦保育園改築工事費	5,500万円
母子家庭住宅整備費貸付金	2,500万円

〔衛生費〕

「峠の家」の本館前舗装費	90万円
じん芥処理場の修繕料追加	600万円

〔農林水産業費〕

日中友好「農民の船」派遣事業の参加者への補助金	10万円
畜産環境整備費補助金	2,532万円
乳用雌牛資源確保対策事業費補助金	1,437万円
大規模農道センターライン工事費	28万円

〔商工費〕

貸付機械購入費追加	3,000万円
夏まつり実行委員会補助追加	30万円

〔土木費〕

市道補修工事費追加	3,304万円
小坂線有浦踏切新設負担金	950万円
市道の舗装と改良工事費	1億3,215万円

(改良個所) 山葵沢線、松原線
(舗装個所) 長面神山線、柏田駅廻内線、有浦区画10号線、中神明町3号線、豊町3号線、古川町鉄砲場線
南神明町小館花線、大山線、常盤木町2号線、常盤木町1号線、清水3号線
御成町3丁目線、白沢3号線、法務局通線、立花線、2丁目2号線、南中四羽出線、四羽出線、四羽出2号線、下川原中台線、寺の沢熊の下線、比内前田線、羽立線(以上23線)

東橋改良工事費	500万円
有浦保育園の物件移転補償工事費	356万円
(沼館線街路改造)	356万円
市営住宅補修工事費追加	310万円

〔消防費〕

消防ポンプ自動車等の購入費追加	264万円
防火水槽新設工事費追加	160万円

〔教育費〕

小学校施設維持補修費追加	237万円
南小学校のアライザ購入費に	283万円

長木小学校プール建設工事費	1,667万円
生涯教育推進費	61万円

〔災害復旧費〕

過年度発生土木災害復旧工事費	236万円
現年度発生農業施設災害復旧工事費	147万円

〔諸支出金〕

公設総合地方卸売市場特別会計へ繰出金追加	750万円
食肉センター特別会計繰出金追加	1,642万円
大館市土地開発公社出資金	500万円

= 市議 =

松崎重蔵氏が

継続当選

4月27日の市議選で当選した奈良友二氏が一身上の都合により5月20日付で辞任しました。

したがって、公職選舉法第112条により、さる6月3日選挙会が開かれ、同選挙で次点になった松崎重蔵氏(花岡町二井山)の継続当選が決まりました。

松崎氏の所属会派は政和会で、常任委員会は厚生委員会に属しています。

(公選法第112条)

衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の欠員が、当該議員の選舉の期日から三ヶ月以内に生じた場合において第95条第1項但書(法定得票数)の規定による得票者で当選人とならなかった者があるとき、又は当該議員の選舉期日から三ヶ月経過後に生じた場合において第95条第2項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならぬ。

(災害弔慰金の支給)
(災害援護資金貸付)

条例の改正

49年9月30日に施行した「大館市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付に関する条例」が一部改正され、自然災害によって被害をこうむった市民に対する災害弔慰金と災害援護資金の貸付額が引き上げされました。

<災害弔慰金>

災害によって死亡した場合は、生計を主として維持していた場合にあっては、100万円、その他の場合には50万円に改められました。

<災害援護資金の貸付>

①世帯主が負傷した場合

- ア) 家財の被害額がその家財の価格の3分の1以上の損害および住居に損害がない場合 30万円
- イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 60万円
- ウ) 住居が半壊した場合 70万円
- エ) 住居が全壊した場合 100万円

②世帯主に負傷者がいる場合

- ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 30万円
- イ) 住居が半壊した場合 40万円
- ウ) 住居が全壊した場合 70万円
- エ) 住居の全体が損壊し、もしくは流失し、またはこれと同等と認められる特別の事情があった場合 100万円

大

8月